

鈴鹿市都市公園における民間活力を取り入れた  
利活用に向けたサウンディング型市場調査実施要領

令和5年1月  
鈴鹿市 都市整備部  
市街地整備課

## 1 サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」（以下「調査」という。）とは、市が予定又は実施している事業の検討・見直しに当たって、民間事業者等から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するため実施するものです。

## 2 調査目的

令和4年12月現在、本市が管理する都市公園は376か所あり、公園施設長寿命化対策事業等により老朽化した遊具等の施設更新を進め、また、鈴鹿川河川緑地において指定管理者制度を導入して、公園の魅力向上に努めていますが、近年では、公園に対するニーズが多様化し、これらに対応することが課題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、感染リスクが少ない屋外の施設である都市公園が注目され、今後その利活用がますます重要になると考えています。

都市公園は、健康・レクリエーション空間の提供、防災性向上、環境維持・改善効果など様々な機能を持つ存在であり、今後、公園の賑わい創出や新たな楽しみ方など公園の魅力を高めるためには、アイデアやノウハウを持つ民間事業者等と連携した取り組みが必要と考えています。

このことから、これまで以上に効果的かつ効率的な公園整備や管理運営を行い、公園の魅力を高め、市民サービスの向上に努めるために、幅広く民間事業者様等のアイデアを募集し、今後の民間活力導入の可能性のある公園を把握する目的で、サウンディング調査を実施します。

## 3 募集する提案

本調査では、ご提案者自らが主体的に実施する事業や取り組みを募集します。

幅広い市民や公園利用者の理解が得られるよう、公園の周辺環境に配慮し、各公園の特徴やポテンシャルを活かした、公園の魅力向上に繋がるアイデアをお待ちしています。

一つの公園を対象とすること提案、複数の公園一体として対象とすること提案、公園敷地全体に係ること提案、または一部分に関わるご提案など制限はありません。

ん。

また、一時的な利活用から、恒久的な施設の設置・運営まで、どのような内容でも構いません。

ただし、全ての提案の事業化を担保するわけではありません。

#### 4 対象公園

鈴鹿市が管理する都市公園、全て（別紙「鈴鹿市が管理する都市公園一覧表」※伊勢国分寺歴史公園を除く。）を対象とします。

主な公園の概要を別紙「主な公園概要」に掲げますので参照ください。

#### 5 実施スケジュール

内容	実施時期
実施要領の公表	令和5年1月16日（月）
質問受付	令和5年1月16日（月） ～令和5年3月3日（金）
質問の回答 （市ホームページへ掲載）	令和5年2月10日（金）まで （令和5年2月3日（金）質問分まで） 令和5年3月10日（金）まで （令和5年3月3日（金）質問分まで）
参加申込書の提出	令和5年4月10日（月） ～令和5年6月2日（金）
個別対話の日時連絡	市から「参加申込書兼誓約書」に記載された連絡先に連絡し、下記の期間内で調整をします。
個別対話の実施	令和5年7月3日（月） ～令和5年7月14日（金）
結果概要の公表 （市ホームページへ掲載）	令和5年8月下旬（予定）

(1) 調査に関する質問

ア 受付期間

令和5年1月16日（月曜日）～令和5年3月3日（金曜日）

17時00分必着

イ 受付方法

「様式1 質問書」に記載し、電子メール、FAX または郵送にて送付してください。口頭による質問は受け付けません。

※ 電子メールの件名は【サウンディング質問】としてください。

ウ 提出先

鈴鹿市 都市整備部 市街地整備課 管理グループ

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

F A X : 059-382-7615

電子メールアドレス : shigaichisebi@city.suzuka.lg.jp

エ 回答方法

ご質問に対する回答は、鈴鹿市ホームページにて

令和5年2月3日（金）質問分までは、

令和5年2月10日（金曜日）までに

令和5年3月3日（金）質問分までは、

令和5年3月10日（金曜日）までに

公表します。また、市街地整備課窓口にて閲覧いただくことも可能です。

公表に際し、質問者の名称は公表しません。

なお、ご質問いただいた方に個別に回答することはいませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 参加申込書の提出

本調査への参加を希望する場合は、別紙「様式2 参加申込書兼誓約書」及び提案書（任意様式）に必要事項を記入し、電子メールに添付のうえ、期間内に下記申込先へご提出ください。

電子メールがご利用できない場合は、印刷した様式を市街地整備課宛に郵送ください。

ア 募集期間

令和5年4月10日（月曜日）から令和5年6月2日（金曜日）

17時00分必着

イ 提出先

鈴鹿市 都市整備部 市街地整備課

〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電子メールアドレス：shigaichisebi@city.suzuka.lg.jp

※ 電子メールの件名は【サウンディング参加申込】としてください。

ウ 提出書類

・「様式2 参加申込書兼誓約書」

・提案書（任意様式）

公園名，公園内を使用する概ねの場所，具体的な提案内容等

(3) 資料提出

対話の際に使用する資料等がある場合は，任意様式により作成し，電子メールに添付のうえ，提案提出の期限までに下記申込先へご提出ください。

期限までに提出できない資料がある場合は，8部ご用意のうえ，対話当日に持参ください。

ア 提出期限

対話実施日の5開庁日前

イ 提出先

鈴鹿市 都市整備部 市街地整備課

〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電子メールアドレス：shigaichisebi@city.suzuka.lg.jp

※ 電子メールの件名は【サウンディング資料提出】としてください。

なお，添付ファイルの容量が5MBを超える場合は，受信できない場合がありますので，添付ファイルの分割やファイル転送サービスにて送信ください。

#### (4) 対話の実施

対話は1団体ごとに個別に実施いたします。

##### ア 日時

令和5年7月3日(月曜日)～令和5年7月14日(金曜日)までの間、1時間程度

※ 日程については、対話参加の申込期間終了後別途調整し、申込団体の担当者様宛てに実施日時及び場所を電子メールにてご連絡します。)

##### イ 場所

鈴鹿市役所本庁舎内会議室

※ 新型コロナウイルス感染症等の状況によっては、Web会議方式により実施する場合があります。

※ パソコンを使用する場合は、モニター、HDMIケーブルは市で準備しますので、パソコンは持参ください。

#### 5 対話内容

提案内容のうち、主に以下の内容について、詳細な内容などをお聞かせください。

- ・ 具体的な使用区域
- ・ その公園を選んだ理由
- ・ 提案の内容(事業手法、事業期間、想定する利用者層、公園の魅力向上のポイント、実施にあたり想定される課題等)
- ・ 提案の内容の実現にあたり、市に求める(期待する)こと

#### 6 留意事項

##### (1) 対話及び対話内容の取扱い

ご提案の内容、対話の内容は、民間活力導入による新たな事業展開が見込まれる可能性があるものについては、今後の事業化を検討する際や、事業者公募の指針を検討する際の参考とさせていただきます。また、検討にあたり、ご提案いただいた公園以外で活用させていただく場合があります。

す。

今回の調査でいただいたご提案を元に事業の公募を行う場合、提案実績は、事業者公募時の審査において一定の評価を行うことを予定していません。

また、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、実施を確約するものではないことをご了承ください。

なお、ご提出いただいたエントリーシート、提案書等は返却いたしません。

## (2) 調査に関する費用の負担

調査参加に要する費用は、申込団体の負担となります。

## (3) 実施結果の公表

調査の実施結果については、対話の内容を概要として取りまとめ、ホームページにて公表するものとします。ただし、公表に当たっては提案事業者・団体の名称及び知的財産権に関わる内容は原則非公開とします。

## (4) 参加資格

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札の参加を制限されていない者であること
- ・ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定の取消しを受けたことがない者であること
- ・ 参加申込書提出時点で、指名停止を受けていない者であること
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中若しくは更生手続中又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中若しくは再生手続中でない者であること
- ・ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、「鈴鹿市暴力団排除条例」第 2 条第 1 号に掲げる暴力団及びその関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいないこと

## 7 問い合わせ先

鈴鹿市 都市整備部 市街地整備課 管理グループ 小林・山際

〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号（本庁舎10階）

電話番号：059-382-9025

F A X：059-382-7615

電子メールアドレス：[shigaichisebi@city.suzuka.lg.jp](mailto:shigaichisebi@city.suzuka.lg.jp)

電話での受付は、土・日・祝日を除く8時30分～17時15分まで